

死 亡 報 告 書

年 月 日

市区町村長 殿

警察署

官職

印

死亡者の本籍が明らかでない（死亡者を認識することができない）死体を取り扱ったので、戸籍法第92条第1項の規定により、本籍等不明死体調査書を添えて報告します。

注意 必要でない事項は、消すこと。

（用紙 日本産業規格 A 4）